

第 22 章 レオクラブ・プログラム

A. レオクラブ・プログラムに関する方針声明

1. 青少年プログラムは、ライオンズクラブ国際協会の公認事業として、ここに正式に認められる。この事業は、ライオンズクラブ国際協会が定める方針に従ってのみ、有効となり実施される。
2. 目的：正式に認められた本青少年プログラムの目的は次の通りである。
 - a. それぞれの地域で、青少年のためになる奉仕事業を行う機会を、ライオンズクラブに与える。
 - b. 個人としても又グループとしても、地域社会、国、国際社会の一員の責任を果たし、世の中に貢献できる人間に成長する機会を、青少年に与える。
 - c. 地域社会の青少年が指導力 (Leadership) を身につけ、経験 (Experience) を積み、機会 (Opportunity) を得られるよう、青少年の間で奉仕活動を推進し、友情、親交、相互理解の精神で団結させる。
3. 名称及び紋章：
 - a. この青少年プログラムの名称を国際レオクラブ・プログラムとし、このプログラムの下に結成されるクラブをすべて、レオクラブと呼ぶ。
 - b. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。
 - c. レオの名称及び紋章の所有権はライオンズクラブ国際協会にのみ所属し、その保護と存続に関する権限と義務は、すべて国際協会が保有する。
 - d. レオクラブは、スポンサー・ライオンズクラブが選んだ名称又は承認した名称を採用する。
 - e. レオクラブの正式な名称として、「Castores」という言葉を「レオ」の後に付けることができる。ただし、
 - (1) ブラジルのレオクラブの場合に限る。

- (2) この名称使用を決めたレオクラブはすべて、標準版レオクラブ会則並びにレオクラブ・プログラムの全規約に従わなければならない。
- (3) これらのクラブは、レオクラブ・プログラム内の真正のレオクラブとして認められる。
4. **権限**：ライオンズクラブ国際協会の理事会は、国際レオクラブ・プログラムのすべての面を統制し監督する権限を持つ。すべての面とは、会則、組織、手続、その他運営に関する規約、並びにその規約厳守を図る手段を設け、これを履行することなどが含まれる。
5. **会則**：
- a. ライオンズクラブ国際協会の理事会が、標準版レオクラブ会則を定め、すべてのレオクラブがこれを採用し、これに従う。
- b. レオクラブの活動及びプログラムはすべて、標準版レオクラブ会則、これに加えられる改正、並びにライオンズクラブ国際協会の方針に従って実施されなければならない。ライオンズクラブ国際協会の理事会だけが、標準版レオクラブ会則を改正することができる。
- c. レオクラブは付則を採用することができるが、これは標準版レオクラブ会則並びにライオンズクラブ国際協会の方針に従ったものでなければならない。付則並びにその後に加えられる改正は、スポンサー・ライオンズクラブの承認を受けなければならない。
6. **スポンサー**：
- a. いかなる青少年グループも、ライオンズクラブにスポンサーされていなければ、ライオンズクラブ国際協会からレオクラブとして認められない。ライオンズクラブ国際協会の理事会が国際レオクラブ・プログラムについて時折定める方針に従っていない限り、いかなるライオンズクラブもレオクラブをスポンサーすることはできない。
- b. レオクラブは、「ライオンズクラブの後援を受ける提携組織」である。
- c. スポンサー・ライオンズクラブは、レオクラブの結成、指導、監督に責任を持つ。ライオンズクラブ国際協会の方針に従って運営されるレオクラブは、ライオンズクラブ国際協会から正式に認められる。

- d. レオクラブが学校を拠点としている場合には、スポンサー・ライオンズクラブは学校当局と密接に協力すると共に、校内及び課外活動に関する学校の規定を守りつつ、レオクラブの指導監督に当たらなければならない。
- e. 各レオクラブは、その会員募集の対象となる学校の学区をすべて又は一部、境界線の中に含むライオンズクラブによってスポンサーされるものとする。ライオンズクラブ国際協会の理事会は、スポンサー・ライオンズクラブの境界線外におけるレオクラブの結成を文書によって承認することができる。
- f. ライオンズ地区のガバナー及び(又は)国際理事会が、その地区のために最善であるとみなし、文書によって承認した場合には、二つ以上のライオンズクラブが合同でレオクラブをスポンサーすることができる。合同でスポンサーするすべてのライオンズクラブの管轄地域全体が会員募集の対象となる。クラブ内で個々の学校別に分けることは避ける。各スポンサー・ライオンズクラブから同数の会員を、レオクラブ諮問委員会のメンバーとする。ただし、ライオンズクラブ国際協会本部との連絡を担当するライオンズクラブを一つ指定しなければならない。
- g. レオクラブは、生徒の間からでも、あるいは職業人や研究生などを含む一般人の間からでも、会員を募ることができる。都市又は地方にかかわらず、学校、地域社会の組織、教会、その他の団体の中で、レオクラブを結成することができる。
- h. スポンサー・ライオンズクラブは、クラブの理事会メンバーとしてレオクラブ顧問を任命するよう奨励される。

7. 運営手順

- a. ライオンズクラブは、青少年グループが「レオクラブ」として認められるよう、結成当初の会員と選出された役員についての必要な情報、及びこのグループのメンバーによって標準版レオクラブ会則が採用されたことの証明を提出することにより、ライオンズクラブ国際協会に対し、結成確認書を申請することができる。
- b. 国際会長の署名入りの結成確認書がスポンサー・ライオンズクラブに送付される。同クラブは、適当な贈呈式を行って、これをレオクラブに贈呈する。
- c. その後毎年スポンサー・ライオンズクラブに対して、ライオンズクラブ国際協会から請求が行われる。レオクラブ幹事は毎年7月1日又はこの日よりも前に、レオクラブ顧問の監督の下に、クラブ役員及び会員の氏名を記入した会員報告書をライオンズクラブ国際協会に提出する。年次会員報告へは、スポンサー・ライオンズクラブとレオクラブが、MyLCI を介してアクセス可能

となる。この報告が指定の期限までに行われることを確認するのは、スポンサー・ライオンズクラブ会長の責任である。

- d. レオクラブは、スポンサー・ライオンズクラブを通して、様々なレオクラブ紋章付き用品を国際協会クラブ用品部からレオクラブ会員のために注文することができる。こうして注文した用品は、配送先及び請求先をスポンサー・ライオンズクラブ宛てとするか、あるいは国際協会クラブ用品部が受け付ける支払い方法の一つを介して支払うことができる。レオクラブは、運営資金に関する通例の手順に従って、この代金をライオンズクラブに支払うことができる。
- e. 地区及び複合地区のレオクラブ委員長は、それぞれの地区におけるレオ地区及びレオ複合地区組織に関する報告書を作成し、毎年7月1日までに国際本部に提出する。この報告書には、レオ地区又はレオ複合地区を構成するレオクラブのリストと、選出されたレオ地区役員及びレオ複合地区役員の氏名を記入する。報告書へは、地区ガバナー及び妥当な場合には複合地区協議会議長がアクセス可能となる。必要事項がすべて記入された報告書が指定される期限までに提出されることを確実にするのは、地区ガバナー及び妥当な場合には協議会議長の責任である。
- f. レオクラブ顧問の氏名と連絡先情報が、毎年国際本部に報告されなければならない。
- g. レオクラブ・プログラムの活動として、国際クラブ姉妹提携を採用する。
- h. レオクラブ・プログラムが行われている複合地区では、複合地区レオクラブ委員長の役職を設けることが奨励される。
- i. レオクラブ結成確認書には、国際会長、協会幹事、スポンサー・ライオンズクラブ会長の署名が付いている。
- j. 結成確認時に、又はクラブの立場に変更がある場合や立場が確定された場合、各レオクラブはアルファ・レオクラブであるか、又はオメガ・レオクラブであるかを国際本部に通知する。

8. 財務

- a. ライオンズクラブ国際協会は、国際協会のすべての会則地域のレオクラブ及びスポンサー・ライオンズクラブに対し適切なレベルの情報資料と支援を提供することの重要性を認識する。レオクラブ・プログラムの継続的な成長及び開発に必要な情報資料と支援を維持するため国際協会は、レオクラブをスポンサーしているすべてのライオンズクラブに年間レオ納入金を課する。年

間レオ納入金は、会員増強委員会が定期的に見直し、請求額がレオクラブ・プログラムの継続的な成長及び開発のペースを保つのに十分な額であることを確認する。こうした見直しの結果、年間レオ納入金は随時増額される可能性がある。

- b. レオクラブをスポンサーするライオンズクラブには、US\$100.00の年間納入金が請求される。納入金の支払いは、米ドルで、又はこの相当額をそれぞれの国の通貨で行うことができる。
- c. スポンサー・ライオンズは、用途無指定事業資金から年間納入金を払うことができる。
- d. レオクラブが解散した場合、スポンサー・ライオンズクラブにより提出された署名付きのレオクラブ解散書が国際本部に10月31日までに受理された場合にのみ、納入金が口座に貸方記帳される形で返還される。返還されるのは、現行会計年度分だけである。
- e. ライオンズクラブ国際協会は、レオクラブの役員又はレオクラブの会合にかかった費用を一切支払わない。しかし、理事会が国際レオ・フォーラム開催を承認した場合には、それに必要な宣伝、視覚資材、昼食、その他の経費が予算に組み入れられる。
- f. レオクラブの例会を能率的で有意義なものにすることを念頭に、その費用は最低限に留める。
- g. レオクラブの活動に必要な資金を集めるのは、レオクラブ会員の責任である。
- h. スポンサー・ライオンズクラブは、たまに雑費を出す以外、レオクラブに経済的援助を与えるべきではない。
- i. レオクラブは、ライオンズクラブ又は他のレオクラブに、経済的援助を求めてはならない。
- j. レオクラブは、何か価値ある形で返礼ができない限り、いかなる目的のためにも、個人、企業、他の組織団体から募金をしてはならない。
- k. レオクラブ会員から徴収する会費その他は最低額にし、クラブ運営のためだけに使うべきである。原則的に言って、レオクラブが実施する奉仕活動や事業に必要な資金は、会費とは別の方法で、クラブが集めなければならない。

- l. ライオンズクラブの行事及び地区大会又は会議にレオクラブ会員を招く場合には、そのライオンズクラブ及びライオンズ地区は、法的又は道徳上の責任を問われた場合に備え、十分な額の事故保険に加入していなければならない。
- m. 新レオクラブが結成された際には、US\$100.00の結成費がスポンサー・ライオンズクラブに請求される。結成費は、ライオンズクラブの運営資金又は用途無指定事業資金のどちらから支払ってもよい。
- n. 旅行及び経費には一般経費払戻し方針が適用される。

9. 失権

- a. レオクラブ会員は、下記の場合、レオクラブ紋章表示など、会員としてのすべての権利と特権を失う。
 - クラブを退会した場合、又は
 - クラブが機能を停止した場合、又は
 - 最高年齢制限を1年超過した場合、又は
 - グッドスタンディングの会員でなくなった場合。

レオクラブ解散手続き

レオクラブを正式に解散する場合、スポンサー・ライオンズクラブは以下の手続きに従わなければならない：

- (1) スポンサー・ライオンズクラブがレオクラブの解散を検討している場合には、その事実を当該ライオンズクラブの例会で会員に示さなければならない。グッドスタンディングの会員のうち単純多数がスポンサーを取りやめることに賛成した場合、当該ライオンズクラブはレオクラブ解散書を国際本部に提出する。国際本部は解散書を受理したのち、レオクラブの解散手続きを行う。
 - (2) スポンサー・ライオンズクラブの役員は、地区ガバナーに対し、レオクラブのスポンサー取りやめの意図を知らせる文書を、スポンサー・ライオンズクラブが投票を行う最低30日前までに提出しなければならない。
- b. レオクラブは次のいずれかにより解散される：

その会員による決定、又は

スポンサー・ライオンズクラブによるスポンサーの取消し、又は

スポンサー・ライオンズクラブの同意又は承認の有無にかかわらず、会則に従った運営が行われていないことその他を理由とした、ライオンズクラブ国際協会による認証の取消し。

(1) レオクラブの存続を検討する際のガイドライン

ライオンズクラブがレオクラブ会員の同意がないにもかかわらずレオクラブを解散する場合、ライオンズクラブは、書面による解散の理由を添えて90日前にレオクラブに通知を行う。この文書の写しは、下記の役員にも送られなければならない。

- i. レオクラブ顧問
- ii. 地区レオクラブ委員長
- iii. 複合地区レオクラブ委員長（該当する場合）
- iv. レオ地区会長又は地区レオクラブ委員長補佐（該当する場合）
- v. レオ複合地区会長（該当する場合）
- vi. 地区ガバナー

スポンサー・ライオンズクラブの理事会は上記役員に対し、事情を理解し、同理事会と協議する機会を与えなければならない。ライオンズ地区キャビネットは、この件を検討するにあたり、レオ地区会長、地区レオクラブ委員長補佐、又はレオ複合地区会長（該当する場合）に事情を説明する又は書面による説明を提出する機会を与えなければならない。

地区役員が調整にあたって、90日以内に問題が解決しない場合には、この件はライオンズクラブ会員の例会で討議される。ライオンズクラブの3分の2にあたるグッドスタンディングの会員がレオクラブのスポンサー取りやめを票決した場合、スポンサー・ライオンズクラブは解散書（Leo-86）を国際協会に提出し、その写しを上記役員に送る。国際本部は解散書を受理したのち、レオクラブの解散手続きを行う。

- c. 国際理事会は、いかなる目的のためにも、ライオンズクラブ国際協会以外の個人又は組織団体がレオクラブを宣伝することは、方針として許可しない。

- d. レオクラブをスポンサーしているライオンズクラブが解散した場合、そのレオクラブには、新しいスポンサー・ライオンズクラブを見つけ解散を避けるために、180日の猶予期間が与えられる。

10. アワード

- a. スポンサー・ライオンズクラブがレオ会員に贈呈できる皆勤賞が設けられる。これは、ライオンズクラブ購入用としてカタログに載せられる。
- b. ライオンズクラブは、現在ライオンズのラペルピン用にクラブ用品部から販売されている皆勤賞タブを購入し、レオクラブ・ラペルピンにも付けられるよう、レオ会員に贈ることができる。
- c. 新しいレオクラブの結成が報告される毎に、ライオンズクラブ国際協会会長の署名が付いたレオ・エクステンション・アワード証書が、スポンサー・ライオンズクラブの会長に1枚、並びに顧問に1枚贈られる。
- d. レオ名誉賞は、優れた貢献をしたレオ会員にレオクラブが贈るもので、販売用品としてカタログに載せられる。

11. 国際レオ・フォーラム

ライオンズクラブ国際大会の行事のひとつとして、時折、国際レオ・フォーラムを催すことができる。

12. レオ・エリア・フォーラム

レオ・エリア・フォーラムは、ライオンズクラブ国際協会およびレオクラブ・プログラムの目的と目標を推進するために組織することができ、レオの研修・指導・意欲喚起を行い、情報交換や奉仕活動についての討議の場を提供し、レオとライオンズの間仲間意識を育みチーム構築を促すことができる。こうしたイベントに関するガイドラインと支援については、レオ・エリア・フォーラム・ガイドに明記されるものとする。

13. レオクラブに関する地区組織

- a. 地区におけるレオクラブの発展、推進、新レオクラブ結成を目的として、地区ガバナーは、地区レオクラブ顧問委員会を設置し、その構成員を、ライオンズ指導者、副地区ガバナー、ゾーン・チェアパーソン、元地区ガバナー、スポンサー・ライオンズクラブ役員の間から選んで任命するよう求められる。地区ガバナー及び地区役員は、ライオンズクラブ及びレオクラブに助言と支

援を与えるが、地区事項に関してのみ権限を行使できる。この方針は、複合地区に関してガバナー協議会にも適用される。

- b. 2つ以上のレオクラブが近くに存在する場合にはいつでも、地区レオクラブ顧問委員会の代表者同席のもと、合同会合を開くことが奨励される。できれば、全地区会合を開く。
- c. 会合の開催に当たっては常に、出席者の経済能力範囲内で開催するよう配慮する。レオ地区又はその役員の経費のいかなるものも、ライオンズクラブ国際協会は負担しない。
- d. 複合地区外で開かれるレオ会合はすべて、正式なライオンズ行事と併合して開かれるか、あるいは地区又は複合地区との合同スポンサー及び管轄の下に、開かれなければならない。
- e. 地区レオクラブ委員長補佐

レオ地区が正式に組織されていないライオンズ地区では、地区ガバナーの判断で、地区レオクラブ委員長補佐を任命することができる。委員長補佐は、レオクラブのグッドスタンディング正会員でなければならない。委員長補佐の主な任務は、レオクラブ・プログラムの発展と、要請された場合には新クラブ結成のために、地区委員長を補佐することである。地区レオクラブ委員長補佐の氏名と連絡先情報が毎年、国際本部に報告されなければならない。報告に基づき、補佐には国際本部からラペルピンが交付される。

- f. レオクラブ委員長の任期

地区及び複合地区レオクラブ委員長の任期は3年間とし、任務を継続して遂行する。その際、次年度の地区ガバナー又は協議会及び協議会議長の承認を得ることを条件とする。

14. レオ例会に欠席した場合の埋め合わせ

- a. 例会の前後それぞれ13日以内に、次のいずれかに該当する場合は、レオクラブ例会に出席したものとみなされる。
 - (1) 他のレオクラブの例会又は特別会合に出席
 - (2) 所属クラブの理事会会議に出席
 - (3) 所属クラブの常設委員会会議に出席

- (4) 資金獲得事業及び奉仕事業を含み、所属クラブが計画又はスポンサーした会合に出席
 - (5) レオ地区会合に出席
 - (6) ライオンズクラブ国際大会、地区又は複合地区レオ会議、その他正式なレオクラブの集いに出席
- b. 病気のために欠席した会員は、医師の診断書を提出すれば自動的に、出席したものと認められる。
 - c. 軍務、陪審員として裁判所出頭、その他の法的義務のために欠席を余儀なくされた会員は、出席したものと認められる。出席として認めるかどうかはその都度、クラブ理事会が決める。
 - d. レオクラブの例会には出られない場所で、相当日数にわたって職業上の任務を果たす必要があるレオは、クラブの判断により、出席したものと認められる。
 - e. 会員が出席の規定に従っているか確認するのは、クラブ幹事の責任である。

15. レオ奉仕完了認定証及びレオ奉仕年数転換プログラム：

- a. 1996年10月、国際理事会はグッドスタンディングでレオクラブを退会したレオに対しては、その退会理由にかかわらず、特別な証書を発行することを承認した。この証書は、レオがレオクラブ及び地域に対して行った奉仕を称えることを目的としている。
- b. 1997年7月1日より、元レオクラブ会員は、レオクラブでの奉仕活動年数をライオンズクラブ会員の活動歴に加えることができる。レオとしての奉仕活動年数がライオンズクラブの会員歴の一部として認められるためには、現レオ及び元レオは少なくとも1年と1日レオとして在籍していなければならない。
- c. 地区ガバナー、ガイディング・ライオン、もしくはライオンズクラブ幹事は、ライオンズに移籍する各現レオまたは元レオについて正規のレオ会員として在籍した年数と年齢を証明するため、「レオライオン移籍証明書」(LL2)を提出するか、MyLCIで報告しなければならない。

16. レオの月

- a. 4月 - レオクラブ認識月間

b. 10月 - レオ会員増強月間

17. レオクラブ・プログラム諮問パネル

レオクラブ・プログラム諮問パネルの目的は、レオクラブ・プログラムに影響を及ぼす問題について、レオとライオンズに各会則地域を代表して意見を述べる機会を与えることである。諮問パネルは、ライオンズクラブ国際協会の顧問という立場でレオクラブ・プログラムに関連する事項を吟味する。プログラムに影響を及ぼす事柄はライオンズクラブ国際理事会に提示され、検討された上で最終的に承認されなければならない。本パネルは理事会が別の決定を下すまで存続する。

a. 構成

パネルは、各会則地域を代表するライオン2名とレオ2名によって構成されるものとする。毎年各会則地域からライオンとレオが1名ずつ選ばれる。パネル構成員は2年間の任期を務める。

b. 資格要件

(1) レオ

- i. 候補者は正レオクラブにおけるグッドスタンディングのレオ会員でなければならない。
- ii. 候補者は理事会方針書に規定されたレオクラブ・プログラム年齢制限に準ずるものとする。
- iii. 候補者は、現または元レオクラブ、地区、あるいは複合地区役員（会長、副会長、幹事、または会計）として報告されていなければならない。

(2) ライオンズ

- i. 候補者は正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングのライオンズ会員でなければならない。
- ii. 候補者は、以下のうちのいずれかとして登録されていなければならない。
 - a) 現職の地区または複合地区レオ委員長。
 - b) 元地区または複合地区レオ委員長。
 - c) 元レオ地区または複合地区役員（会長、副会長、幹事、あるいは会計）。

c. 推薦

(1) レオ

- i. 複合地区レオ委員長は、毎年度 1 名の現または元レオ複合地区役員を承認する。
- ii. 地区レオ委員長は、毎年度 1 名の現または元レオ地区役員、もしくは 1 名の現または元レオクラブ役員を承認する。

(2) ライオンズ

- i. 協議会議長は、毎年度 1 名の現または元複合地区レオ委員長もしくは 1 名の元レオ複合地区役員を承認する。
- ii. 地区ガバナーは、毎年度 1 名の現または元地区レオ委員長もしくは 1 名の元レオ地区役員を承認する。

d. 選考過程

- (1) 推薦をするためには、年度ごとに公式の推薦用紙に必要な署名を得た上で、候補者推薦の対象となる会計年度用の公式の推薦用紙に記載された期日までに国際本部に提出しなければならない。
- (2) 推薦書は毎年まとめられた上で会員増強委員会に提示され、同委員会が最終的に選定する。さらに会員増強委員会は、パネル構成員が 2 年の任期を完了できない場合に備え、補欠メンバーとして、各会則地域からライオンとレオを 1 名ずつ選出する。

別紙 A

会則及び付則

〇〇レオクラブ

標準版レオクラブ会則

第 1 条 名称

本クラブの名称を、〇〇レオクラブとする。

第 2 条 目的

地域社会の青少年に、指導力 (Leadership)、経験 (Experience)、並びに機会 (Opportunity) を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間で、友情、親善、相互理解の精神を育成する。

第 3 条 スポンサー

- A. 本クラブは、〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされるが、本クラブは、そのライオンズクラブの一部ではない。本クラブ及び会員は、前記ライオンズクラブあるいはライオンズクラブ会員が持つ権利及び特権は持たない。
- B. 本クラブの運営には、〇〇ライオンズクラブの指導と監督を受ける。この指導監督は、下記のうち一つの方法で行われるものとし、その選択は、スポンサー・ライオンズクラブとレオクラブが共同で決める。
1. レオクラブの例会又は理事会々議には毎回、スポンサー・ライオンズクラブの会員が少なくとも 1 人出席する。又は、
 2. 両クラブからそれぞれ 3 人の代表者が月例合同会議に出席し、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。又は、
 3. レオクラブの役員が、会議の後 15 日以内に、会議に関する報告書又は議事録をスポンサー・ライオンズクラブ幹事又は他の指定クラブ代表者に提出し、承認を受ける。スポンサー・クラブはその後、3 人のレオクラブ代表者及び 3 人のスポンサー・クラブ代表者を集めて会議を開き、共通の関心事と計画を

話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する特権を持つ。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。

- C. 本クラブの運営に学校当局の協力が何らかの形で必要な場合には、レオクラブ及びその会員は、学校の方針及び規則に従わなければならない。

第4条 奉仕活動

- A. 本クラブは、会則第3条に従って、会員の労力による奉仕活動を企画し、これを地域社会で実施する。その奉仕活動の全責任は、他のレオクラブ又は他の組織団体と共同で行われた場合を除き、本クラブにある。
- B. 奉仕活動には、クラブが集めた資金が充てられる。ただし、何か価値ある形で返礼するのでない限り、個人、企業、組織団体から資金を募ってはならない。
- C. 本クラブは、
1. 必要以上に〇〇ライオンズクラブ又は会員に経済的援助を要請したり、受け取ってはならない。
 2. スポンサー・クラブ以外のライオンズクラブに経済的援助を要請してはならない。
 3. 他のレオクラブに経済的援助を要請してはならない。
- D. 公衆を対象に事業を行って得た純益はいかなるものも、本レオクラブ又は会員が直接あるいは間接的に利を得るようなことに使用してはならない。

第5条 会員

- A. 良い性格を持ち、スポンサー・ライオンズクラブのレオクラブ委員会が適切と認めた青少年男女が、レオクラブに入会できる。標準版レオクラブ会則及び付則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。
- B. **分類**：レオクラブの会員は、次のように分類される。
1. **正会員**：レオクラブの会員であることから得られるすべての権利及び特権を持つとともに、会員であることに伴うすべての義務を負う会員。かかる権利及び義務を制限することなくこの権利には、他に規定される資格を有することを条件に、レオクラブの役員及びクラブが所属するレオ地区又は複合地区

の役員に立候補する権利、並びに会員の投票を必要とする諸事項に対して投票する権利が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、レオクラブの活動参加、並びに地域社会に対してレオクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。

2. **不在会員**：本レオクラブの所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくレオクラブの会合に出席することが不可能な会員で、レオクラブにとどまることを希望し、これをレオクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は、6カ月ごとにレオクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就く資格もレオ地区会議又は複合地区会議で投票する資格も持たないが、レオクラブが課す会費は納入しなければならない。

3. **アルファ会員**：12歳から18歳までのレオクラブ会員。

4. **オメガ会員**：18歳から30歳までのレオクラブ会員。

C. **会員資格終了**：下記の場合、自動的にレオクラブの会員としての資格を失う。

1. 最高年齢制限を1年超えた場合。
2. 会則第15条に基づいて本レオクラブが解散した場合。
3. グッドスタンディング会員の3分の2の票決があった場合。

D. **転籍会員**：本レオクラブは、下記を条件として、他のレオクラブを退会したか退会予定のレオが転籍会員として入会することを認めることができる。

1. 前所属レオクラブ退会后6カ月以内に、転籍申し込みの通知が、前レオクラブのスポンサー・ライオンズクラブから入会予定先レオクラブに提出され、そのスポンサー・ライオンズクラブ幹事に写しが送られた場合。
2. 退会時にグッドスタンディングであった場合。
3. 転籍を希望する会員の年齢が、入会先レオクラブの規定年齢範囲内である場合。

前クラブを退会してから6カ月以上経過した後に転籍手続きをした場合には、第5条A項の規定に基づいて入会する。

E. 各レオクラブは、アルファ・レオクラブかオメガ・レオクラブのいずれであるかを国際本部に報告しなければならない。

第6条 例会・会議

A. クラブの会合：

1. 本レオクラブの例会は、少なくとも毎月2回、できれば毎週、付則で定められた日時に、定められた場所で開かれる。
2. クラブ会長は、随時、あるいはグッドスタンディングの会員10人以上による文書での要請があった場合、クラブの臨時会合を招集することができる。招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、グッドスタンディングの会員全員に対して通知し、かかる会員に都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
3. 定足数：本クラブのいかなる定例会合又は特別会合においても、定足数を満たすには、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。

B. 理事会会議：

1. 理事会定例会議は、付則に定められている日時に、定められている場所で、少なくとも毎月1回開かれるものとする。
2. クラブ会長は、随時、理事会の特別会議を招集することができる。また理事会のいずれかのメンバーによる文書での要請があった場合には、理事会特別会議を招集しなければならない。理事会の招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、理事会メンバーに対して通知し、かかるメンバーに都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員宛てに郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
3. 理事会のいかなる定例会議又は特別会議においても、定足数を満たすには、会長又は副会長、並びにその他の理事会メンバー3名の出席が必要である。
4. 本レオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、理事会の定例会議又は特別会議に出席できるが、理事会の同意なしには発言できない。

第7条 役員

- A. 本レオクラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計、並びに付則で定められたその他の役員とする。役員は、グッドスタンディングの会員でなければならない。任期は、1年間あるいは有資格の後任者が就任するまでとする。上記役職は兼任することができない。

- B. レオ会長職に空席が生じた場合には任期延長が可能であるが、3期を超えることはできない。
- C. 本会則に規定されていない限り、役員の職責は、最新版ロバート議事規則に基づくものとする。

第8条 理事会

第3条に従い、

- A. グッドスタンディングの会員から選ばれた役員全員並びに3人の理事で構成される理事会が、本レオクラブの運営管理に当たる。
- B. クラブ役員を通して理事会が、クラブに承認された方針履行の責任をもつ。すべての新事項及び方針はまず理事会が検討して形成し、例会又は臨時会議でクラブ会員の承認を受ける。
- C. 理事会は、すべての委員会及び役員を統括し、いかなる役員の決定も無効にすることができる。正当な理由があれば役員を解任し、別のグッドスタンディング会員をその残存期間の後任者として任命することができる。
- D. 理事会は、クラブ運営に関する年次報告書を、クラブ会員及びスポンサー・ライオンズクラブに提出しなければならない。

第9条 選挙

役員及び理事の選挙は、〇〇ライオンズクラブの〇〇委員会が定めた時期に、委員会が認める手順に従って行われるものとする。当選には、過半数の投票を必要とする。

第10条 委員会

財務、奉仕活動、その他クラブ運営に必要な常設委員会は、付則によって定められる。会長は、理事会の承認を得て、必要に応じ特別委員会を任命することができる。

第11条 入会金及び会費

- A. 本レオクラブは、〇〇ライオンズクラブがレオクラブの運営上必要であるとみなした額の会費を徴収する。スポンサー・クラブが国際協会に毎年支払う納入金を

この会費の中に含めて、その額をレオクラブがスポンサー・クラブに支払ってもよい。

- B. 本レオクラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会又は特別会合で投票が行われる際、あるいはグッドスタンディングであるか否かが問題になった場合には、自動的に投票権を失い、支払が完了するまでは、グッドスタンディングとはみなされない。

第 12 条

本クラブ会員は、入会したことにより、本クラブの会則及び付則に従うことに同意した、とみなされる。

第 13 条 付則

理事会は、本レオクラブの運営を能率的にするために必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員がこれを採択する。ただし、付則はすべて本会則に一貫するものとし、本会則に反する付則及びその改廃は、すべて無効とする。

第 14 条 紋章

- A. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。
- B. レオクラブの紋章は、レオクラブ会員にのみ使用される。会員は在籍中、威厳があり、レオクラブ会員としてふさわしい方法で、この紋章を着用あるいは表示する資格を有する。会員は、クラブを退会した場合、又はクラブが解散した場合、その資格を失う。

第 15 条 存続期間

- A. 下記のいずれかが生じた場合、レオクラブは解散する。
1. 本レオクラブ解散が票決された場合。
 2. ライオンズクラブ国際本部が、〇〇ライオンズクラブから、レオクラブ解散書によるスポンサー取りやめの通知を受領した場合。

3. 本レオクラブ会長又は副会長が、本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を国際協会から受領した場合。
- B. A 項に基づいてクラブが解散した場合、本レオクラブ及び会員は、個人としても、クラブ全体としても、「レオ」の名称及び紋章に関するすべての権利と特権を失う。

第 16 条 議事進行

本会則で別の規定が設けられていない限り、本クラブ運営に関する議事進行手順は、すべて最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第 17 条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、改正と同時に自動的に効力を発する。

第 18 条

本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

標準版レオクラブ付則

第 1 条 選挙

- A. 本クラブの役員及び理事の選挙は、毎年〇〇月〇〇日までに行われる。当選者は、選挙後7月1日に就任する。
- B. 役員候補者の指名は、文書によるか、あるいは議場における口頭のいずれかにより行われる。役員選挙は、候補者が指名された会合の次の例会で行われる。選挙は、無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の票を得た候補者を、当選者とする。

第 2 条 入会金及び会費

- A. 新会員は、〇〇円の入会金を納入する。
- B. 会費は、年額〇〇円とする。

C. いかなる目的のためにも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

第3条 委員会

A. 理事会の承認を得て会長は、下記の常設委員会を設置する。

1. **財務委員会**。本委員会は、すべてのクラブ運営費及び奉仕活動の財源を確保することに責任をもつ。
2. **奉仕活動委員会**。本委員会は、地域社会への奉仕活動の計画及び実施の責任を持つ。

B. 正当に成立した例会において、出席会員の過半数の投票によって承認されるまでは、本クラブの会員のみで構成されている委員会は、その計画を実行することはできない。

第4条 改正

A. 本付則は、例会あるいは特別会合において、グッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(1) 改正案、並びにその投票が行われる会合の日時は、少なくとも14日前に定足数が出席している例会で発表され、さらに、(2) 改正が、〇〇ライオンズクラブによって承認されなければならない。

B. 本クラブの会則に反する付則の条項は、すべて無効となる。

(その他、能率的なクラブ運営に必要な規定)

別紙 B

六つ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされている単一地区又は準地区の地区ガバナーは、レオ地区の編成を許可することができる。その場合、次の標準版レオ地区会則に従わなければならない。

会則

〇〇レオ地区

標準版レオ地区会則

第 1 条 名称

本組織の名称は、レオ〇〇地区とする。

第 2 条 目的

本地区内でレオクラブ・プログラムの目的及び目標を推進するための運営機構を設ける。

第 3 条 地区組織

A. 条件及び領域

ライオンズ地区（単一又は準）内で 6 クラブ又はそれ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされ、ライオンズクラブ国際協会に認められている場合、そのライオンズ地区（単一又は準）の地区ガバナーは、レオ地区の編成を許可することができる。レオ地区の領域は、それぞれのライオンズ地区（単一又は準）の領域と同一でなければならない。

B. 構成員

1. 本組織は、当該ライオンズ地区（単一又は準）で、ライオンズクラブにスポンサーされ、正式に認められたすべてのレオクラブから構成される。
2. 標準版レオ地区会則及び付則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。

C. レオ地区役員

1. レオ地区会長

レオ地区会長の選挙は、年次レオ地区会議で行われる。

a. 資格：

- (1) 所属単一または準地区内で認められているグッドスタンディングのレオクラブのグッドスタンディングの活発な会員である。
- (2) レオクラブの会長を、全期又はその過半期、務めた経験があるか、レオ地区会長就任時に満了している。
- (3) 下記の推薦を確保した。
 - (a) 候補者の所属レオクラブ、及び
 - (b) スポンサー・ライオンズクラブ
- (4) 在任中に、年齢制限を1歳上回る年齢に達しない。

b. 選挙：

(1) 指名推薦：

レオ地区会長を指名推薦するには、有資格の会員を文書にて指名する。この文書による指名は、レオ地区会議の少なくとも30日前に、レオ地区幹事に届いていなければならない。この通りに行われなかった指名は無効である。レオ地区会長の指名推薦は、地区内の、認められているグッドスタンディングのレオクラブが行う。

レオ地区会議当日までに文書による指名が行われていないか、あるいは正式に指名を受けた立候補者がいない場合には、地区会議の席上でいかなる代議員も、有資格者を、その資格が確認される限り、指名推薦することができる。

(1) 選挙

レオ地区会長の選挙は、次の規定に従って無記名投票で行う。

- (a) 候補者が2人だけの場合には過半数の票を得た者が当選したとみなされる。得票数が同数の場合には、1人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。

- (b) 候補者が3人以上の場合には過半数の得票者が当選したとみなされる。最初の投票で誰も過半数の票を得なかった場合には、1人の候補者が過半数を得票するまで投票を続ける。ただし、最少票数を得た者は、次の投票では除外される。
- (c) 候補者が1人だけの場合には、多数決による同意があれば投票用紙は使用せずに、その候補者に賛成する満場一致の発声投票で決めることができる。

2. レオクラブ地区副会長

レオ地区副会長の選挙は、年次レオ地区会議で行われる。副会長の資格、指名推薦の手順、選挙は、レオ地区会長の場合と同じとする。

3. 二重指名

1人のレオを同じ地区会議で、レオ地区会長及び副会長の役職に指名推薦し選出することはできるが、同一人物が同時に両方の役職に就くことはできない。候補者が一つの役職の選挙に落選しても、他方の役職の選挙からは除外されない。両方の役職に選出された場合には、一方の役職を辞退しなければならない。辞退した役職については、残る候補者の間で選挙が続けられる。

4. 空席

レオクラブ地区会長が欠員となった場合には、レオクラブ地区副会長が自動的にレオ地区会長の役に昇進する。レオ地区副会長が何らかの理由でレオ地区会長に就くことを辞退した場合には、地区レオクラブ委員長が残る任期につき、代替りのレオを任命して空席を補充する。

5. 他のレオ地区役員

レオ地区会長は、就任時まで、レオ地区幹事、レオ地区会計、その他レオ地区会議又はレオ地区協議会がその時々望み、ライオンズ地区キャビネットが承認した地区役員を任命する。

6. レオ地区協議会

レオ地区協議会は、レオ地区会長、レオ地区副会長、レオ地区幹事、レオ地区会計、地区内各レオクラブの会長(又は各クラブからの代表者)、並びにレオ地区会長が任命したその他の地区役員から構成される。レオ協議会役員は、それぞれ1票の投票権を持つ。地区レオクラブ委員長として任命されたライオンは、投票権を持たないアドバイザーの役を務める。

7. 地区レオクラブ委員長

地区レオクラブ委員長は、投票権のないアドバイザーを務めるほか、ライオンズ地区キャビネットとレオ地区協議会との正式な連絡係を務める。さらに、レオ地区会議の決議事項をすべて、ライオンズ地区キャビネットに報告する。

第4条 レオ地区会議

- A. レオ地区会議は、ライオンズ地区キャビネットの承認の下に毎年開催される。レオ地区がレオ複合地区の一部である場合には、同会議はレオ複合地区会議の少なくとも30日より前に開かれなければならない。
- B. 年次レオ地区会議の開催地は、前回の年次レオ地区会議で決められた場所とする。会議の開催日時については、現レオ地区協議会が定める。レオ地区協議会が任命した委員会が、地区レオクラブ委員長と協力してレオ地区会議を計画する。
- C. 地区内のグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングの会員10人又はその過半の端数について、投票権を持つ代議員を1人派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格証明締切り時までに滞納金を支払えば、グッドスタンディングの資格を確保することができる。資格証明の締切り時間は、それぞれの会議の規則で定められる。代議員は、自ら出席した場合にのみ、投票時に投票することができるが、いかなる事項についても、1票だけ投じることができる。
- D. いかなる会合においても、代議員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。
- E. 会議に出席した代議員の過半数の賛成投票があれば、その会議で、決議案を可決又は否決することができる。レオ地区会議での決議事項はすべて、ライオンズ地区キャビネット又は国際理事会のいずれか一方の決定により、撤回又は否決されることがある。いずれの場合にも、レオ地区会議の決議は無効となる。

第5条 レオ地区基金

- A. 本地区の運営費に充てるため、ライオンズ地区キャビネットの承認を得ることを条件として、レオ地区内のクラブ会員から1人当たり年に〇〇のレオ地区会費を徴収する。

レオ地区会費は、各レオクラブが徴収し、レオ地区幹事に前払いする。本会費の支払い回数及び期日は、各レオ地区会議で定める。

こうして集まった会費はすべて、レオ地区運営基金の一部として活用される。支出は、レオ地区協議会が承認したものだけに限られ、同協議会は、その会計年度に調達できる基金額を超える債務を負ってはならない。

- B. 金銭を受け取り、支払いをすることを目的に銀行口座を設ける。小切手その他の流通証券交付には、レオ地区幹事の署名並びに地区ガバナーが指名した者の連署が必要である。
- C. レオ地区協議会は監査員を任命し、レオ地区会計の年次監査の手配をする。監査済みの前会計年度貸借対照表並びに収支計算書は、各年次地区会議で提出すると共に、ライオンズ地区キャビネットにも提出する。
- D. 各会計年度末におけるレオ地区運営徴収金の手持ち残高は、これを保持する者が、次期レオ地区協議会に速やかに引き渡さなければならない。この徴収金は、その他のレオ地区運営基金残高と共に、次期レオ地区協議会の収入とみなされる。

第6条 役職名

レオ地区役員は、本会則で定められている役職名だけを使うことができる。

第7条 付則

レオ地区協議会は、レオ地区の能率的な運営に必要と思われる付則をレオ地区会議で提案し、採用する。ただしその付則は、本会則の規定に沿ったものであり、ライオンズ地区キャビネットが承認するとともに、国際理事会又はその代理人が承認したものでなければならない。いかなる付則又はその改正も、本会則の規定あるいは国際理事会又はその代理人の決定に反するものは、無効となる。

第8条 存続期間

- A. 本レオ地区は、下記事項のいずれかが生じた場合、直ちに解散する。
 - 1. 本レオ地区が、解散を票決する。
 - 2. ライオンズ地区キャビネットから、文書によるスポンサー取消しの通知がレオ地区会長に届く。
 - 3. ライオンズクラブ国際協会から、文書による解散通知がレオ地区会長に届く。

- B. A 項の規定により解散となった場合、本地区の会員は個人としても地区全体としても、地区レベルにおける「レオ」の名称及び紋章の使用に関するすべての権利と特権を放棄しなければならない。そのレオ地区に納入された金銭の残りは、ライオンズ地区キャビネットに納めなければならない。

第9条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によってのみ改正され、改正が採択されたときに、本会則の規定は自動的に改正されたことになる。

第10条

レオ地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

別紙 C

ライオンズクラブによりスポンサーされ、ライオンズクラブ国際協会に認められているレオクラブが 10 以上あり、レオ会員が合計 100 人以上いるライオンズ複合地区のガバナー協議会は、レオ複合地区の編成を許可することができる。その場合、次の標準版レオ複合地区会則に従わなければならない。

会則

〇〇レオ複合地区

標準版レオ複合地区会則

第 1 条 名称

本組織の名称は、レオ〇〇複合地区とする。

第 2 条 目的

本複合地区内でレオクラブ・プログラムの方針並びに目的を推進するための行政機構を設ける。

第 3 条 複合地区組織

A. 条件及び領域

ライオンズ複合地区内で 10 クラブ又はそれ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされ、合計 100 人以上のレオ会員がおり、ライオンズクラブ国際協会に認められている場合、その複合地区のガバナー協議会は、レオ複合地区の編成を許可することができる。レオ複合地区の領域は、それぞれのライオンズ複合地区の領域と同一でなければならない。

B. 構成員

本組織は、当該ライオンズ複合地区 で、ライオンズクラブにスポンサーされ、正式に認められたすべてのレオクラブから構成される。

C. レオ複合地区役員

1. レオ複合地区会長

レオ複合地区会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。

(a) 資格：

- (1) 所属複合地区内で認められているグッドスタンディングのレオクラブのグッドスタンディングの活発な会員である。
- (2) レオクラブの会長を、全期又はその過半期、務めた経験があるか、レオ複合地区会長就任時に満了している。
- (3) 下記の推薦を確保した。
 - (a) 候補者の所属レオクラブ
 - (b) スポンサー・ライオンズクラブ
 - (c) レオ地区（設けられている場合）
- (4) 在任中に、年齢制限を1歳上回る年齢に達しない。

(b) 選挙：

(1) 指名推薦：

レオ複合地区会長を指名推薦するには、有資格の会員を文書にて指名する。この文書による指名は、レオ複合地区会議の少なくとも30日前に、レオ複合地区幹事に届いていなければならない。この通りに行われなかった指名は無効である。

レオ複合地区会長の指名推薦は、複合地区内の、認められているグッドスタンディングのレオクラブが行う。

レオ複合地区会議当日までに文書による指名が行われていないか、あるいは正式に指名を受けた立候補者がいない場合には、レオ複合地区会議の席上でいかなる代議員も、レオ複合地区会長となる資格を有するレオを、その資格が確認される限り、指名推薦することができる。

(1) 選挙

レオ複合地区会長の選挙は、次の規定に従って無記名投票で行う。

- (a) 候補者が2人だけの場合には過半数の票を得た者が当選したとみなされる。得票数が同数の場合には、1人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。

(b) 候補者が3人以上の場合には過半数の得票者が当選したとみなされる。最初の投票で誰も過半数の票を得なかった場合には、1人の候補者が過半数を得票するまで投票を続ける。ただし、最少票数を得た者は、次の投票では除外される。

(c) 候補者が1人だけの場合には、多数決による同意があれば投票用紙は使用せずに、その候補者に賛成する満場一致の発声投票で決めることができる。

2. レオ複合地区副会長

レオ複合地区副会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。副会長の資格、指名推薦の手順、選挙は、レオ複合地区会長の場合と同じとする。

3. 二重指名

1人のレオを同じ複合地区会議で、レオ複合地区会長及び副会長の役職に指名推薦し選出することはできるが、同一人物が同時に両方の役職に就くことはできない。候補者が一つの役職の選挙に落選しても、他方の役職の選挙からは除外されない。両方の役職に選出された場合には、一方の役職を辞退しなければならない。辞退した役職については、残る候補者の間で選挙が続けられる。

4. 空席

レオクラブ複合地区会長が欠員となった場合には、レオクラブ複合地区副会長が自動的にレオ複合地区会長の役に昇進する。レオ複合地区副会長が何らかの理由でレオ複合地区会長に就くことを辞退した場合には、複合地区レオクラブ委員長、又は複合地区ガバナー協議会により指名された者が、残る任期につき、代わりのレオを任命して空席を補充する。

5. 他のレオ複合地区役員

レオ複合地区会長は、就任時までに、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、その他レオ複合地区会議又はレオ複合地区協議会が望み、ライオンズ複合地区ガバナー協議会が承認した複合地区役員を任命する。

6. レオ複合地区協議会

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区会長、レオ複合地区副会長、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、複合地区内各レオ地区会長、並びにレオ複合

地区会長が任命しライオンズ複合地区ガバナー協議会が認めたその他の複合地区役員から構成される。レオ複合地区内にレオ地区会長がいない場合には、同複合地区内各レオクラブの会長(又は各クラブからの代表者)が、レオ複合地区協議会の構成員の一部となる。協議会役員は、それぞれ1票の投票権を持つ。ライオンズ複合地区ガバナー協議会から複合地区レオクラブ委員長として任命されているライオン及び同複合地区内の各地区レオクラブ委員長は、協議会のいかなる会議にも出席し、審議にあたる権利を持つ。

7. 複合地区レオクラブ委員長

複合地区レオクラブ委員長は、レオ複合地区協議会の構成員となるほか、ライオンズ複合地区ガバナー協議会とレオ複合地区協議会との正式な連絡係を務める。さらに、レオ複合地区会議の決議事項をすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に報告する。

D. レオ複合地区協議会会議

1. レオ複合地区協議会々議は、レオ複合地区会長が定め同協議会構成員の過半数が承認した日時及び場所で、少なくとも年に2回開催するものとする。ただし、この会議の1回は、レオ複合地区会議の際に開くものとする。
2. 定足数及び投票：投票権をもつ協議会構成員の過半数の出席をもって、会議の定足数とする。

E. 権限

ライオンズクラブ国際協会の法人定款、国際会則及び付則、ライオンズ複合地区会則及び付則の規定、国際理事会に与えられている権限、並びに同理事会の方針及び決議に抵触及び反する場合を除き、レオ複合地区協議会は、

1. レオ複合地区協議会のすべての役員及び代理人、並びにレオ複合地区のすべての委員会及びレオ複合地区会議をその管轄下におき、統制する。
2. レオ複合地区の財産、業務、資金を管理し統制する。
3. レオ複合地区会議及びその他の複合地区会合のあらゆる面を管轄下におき、統制し、監督する。
4. 国際理事会が定める方針及び手続のもとに権限が与えられている場合は、レオ複合地区内のいかなるレオ準地区、レオクラブ、あるいはレオクラブの会員が申し立てる会則上の苦情も検討し裁定する権限を持つ。レオ複合地区協

議会が下したそのような裁定はすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会及びライオンズクラブ国際協会理事会による考察及び決定の対象となる。

5. レオ複合地区、レオ複合地区の各委員会、レオ複合地区会議の予算関係事項のすべてを統制し管理する。すべての取引は、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受けなければならない、会計年度に予算超過又は赤字を起こす債務を負ってはならない。

第 4 条 レオ複合地区会議

- A. レオ複合地区会議は、毎年開催される。同会議の開催地は、前回の年次レオ複合地区会議で決められた場所とする。会議の開催日時については、現レオ複合地区協議会が定め、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受ける。
- B. レオ複合地区内のグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングの会員 10 人又はその過半の端数について、投票権を持つ代議員を 1 人派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、5 人以上の会員数である。資格証明締切り時まで滞納金を支払えば、グッドスタンディングの資格を確保することができる。資格証明の締切り時間は、それぞれの会議の規則で定められる。代議員は、自ら出席した場合にのみ、投票時に投票することができるが、いかなる事項についても、1 票だけ投じることができる。
- C. いかなる会合においても、代議員の過半数の出席をもって定足数がみたされたものとする。
- D. 会議に出席した代議員の過半数の賛成投票があれば、その会議で、決議案を可決又は否決することができる。レオ複合地区会議での決議事項はすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会又は国際理事会のいずれか一方の決定により、撤回又は否決されることがある。いずれの場合にも、レオ複合地区会議の決議は無効となる。

第 5 条 レオ複合地区基金

- A. 本複合地区の運営費に充てるため、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を得ることを条件として、レオ複合地区内のクラブ会員から 1 人当たり年に〇〇のレオ複合地区会費を徴収する。

レオ複合地区会費は、各レオクラブが徴収し、レオ複合地区幹事に前払いする。本会費の支払い回数及び期日は、各レオ複合地区会議で定める。

こうして集まった会費はすべて、レオ複合地区運営基金の一部として活用される。支出は、レオ複合地区協議会が承認したものだけに限られ、同協議会は、その会計年度に調達できる基金額を超える債務を負ってはならない。

- B. 金銭を受け取り、支払いをすることを目的に銀行口座を設ける。小切手その他の流通証券交付には、レオ複合地区幹事の署名並びにライオンズ複合地区ガバナー協議会が指名した者の連署が必要である。
- C. レオ複合地区協議会は監査員を任命し、レオ複合地区会計の年次監査の手配をする。監査済みの前会計年度貸借対照表並びに収支計算書は、各年次複合地区会議で提出すると共に、ライオンズ複合地区ガバナー協議会にも提出する。
- D. 各会計年度末におけるレオ複合地区運営徴収金の手持ち残高は、これを保持する者が、次期レオ複合地区協議会に速やかに引き渡さなければならない。この徴収金は、その他のレオ複合地区運営基金残高と共に、次期レオ複合地区協議会の収入とみなされる。

第6条 役職名

レオ複合地区役員は、本会則で定められている役職名だけを使うことができる。

第7条 付則

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区の能率的な運営に必要と思われる付則をレオ複合地区会議で提案し、採用する。ただしその付則は、本会則の規定に沿ったものであり、ライオンズ複合地区協議会が承認するとともに、国際理事会又はその代理人が承認したものでなければならない。いかなる付則又はその改正も、本会則の規定あるいは国際理事会又はその代理人の決定に反するものは、無効となる。

第8条 存続期間

- A. 本レオ複合地区は、下記事項のいずれかが生じた場合、直ちに解散する。
 - 1. 本複合レオ地区が、解散を票決する。
 - 2. ライオンズ複合地区ガバナー協議会から、文書によるスポンサー取消しの通知がレオ複合地区会長に届く。
 - 3. ライオンズクラブ国際協会から、文書による解散通知がレオ複合地区会長に届く。

- B. A 項の規定により解散となった場合、本複合地区の会員は個人としても複合地区全体としても、複合地区レベルにおける「レオ」の名称及び紋章の使用に関するすべての権利と特権を放棄しなければならない。そのレオ複合地区に納入された金銭の残りは、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に納めなければならない。

第9条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、改正と同時に自動的に効力を発する。

第10条

レオ複合地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。